

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により生駒市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十八年十二月六日

奈良県知事 荒井正吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 東生駒複合商業施設

所在地 生駒市東生駒二丁目二〇七番九ほか一六筆

二 生駒市から聴取した意見の概要（大規模小売店舗立地法第六条第一項関係）

1 消防本部予防課

施設名称及び地番が変更されているため、防火対象物使用開始（変更）届出書を提出すること。

2 教育総務課

当該申請地周辺道路は、通学等の子どもが通行すると思われる所以、工事車両等の通行に注意し、適所に警備員を配置する等の安全対策を十分施すとともに、通学に支障が生じる場合は、該当する小学校及び中学校と協議すること。

3 防災安全課

本市では、生駒市安全で住みよいまちづくりに関する条例により、環境整備等の生活安全対策を進めており、事業者においても地域の安全に必要な措置を講じること。

また、周辺道路への違法駐車、来店者等車両の安全な通行その他交通安全に関して十分に検討し、対策を講じること。

特に近隣は、生駒東小学校の通学路に当たるため安全に十分留意すること。

4 環境保全課

一般廃棄物（事業系ごみ）について

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づき、市の収集計画に従うこと。

(2) 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めること。

(3) 事業者から排出される一般廃棄物は、事業者の責任において処理することとし、自ら市清掃リレーセンターに搬入し、又は市許可業者に収集運搬を委託すること。

また、市許可業者は、次の表のとおりとする。

(許可業者)

業者名	電話番号
株式会社生駒市衛生社	○一一〇（七七）九〇三一
株式会社NANBU	○一一〇（五六八）八八八
株式会社奈良県クリーンセンター	○七四三（七七）〇九九〇
関西メタルワーク株式会社	○七四三（七七）六〇一七

なお、事業活動に伴い生じた産業廃棄物については、奈良県の許可業者に収集運搬を委託すること。

その他

- (1) 公害関係法令、奈良県環境基本条例、奈良県生活環境保全条例及び生駒市環境基本条例を遵守し、環境保全に努めること。
- (2) 騒音規制法及び振動規制法に規定する特定建設作業を実施する場合は、工事開始七日前までに届け出ること。
- (3) 騒音規制法及び振動規制法に係る特定施設に該当する施設を設置する場合は、設置の三十日前までに届け出ること。
- (4) 一定規模（三、〇〇〇平方メートル）以上の土地の掘削その他の土地の形質の変更を行う場合、土壤汚染対策法第四条に基づき、着手の三十日前までに、奈良県知事に届け出ること。
- (5) 生コン運搬車の水洗いを道路等工事現場外では行わないこと。
- (6) 生コンによる高アルカリ廃水を工事現場外に排出させないこと。
- (7) 周辺住民から騒音、振動、悪臭等の苦情があつたときは、必要に応じて対策をとる等迅速に対応すること。
- (8) 屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例を遵守し、商品販売等において、掲出

禁止物件への広告物（貼り紙、貼り札、立て看板及び広告旗）の掲出を行わないこと。

(9) 生駒市まちをきれいにする条例を遵守し、たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て防止について、従業員の啓発及び教育並びに消費者の啓発に努めること。

また、事業所周辺及び地域の美観を保持し、快適な生活環境を確保することともに市が実施する施策に協力すること。

(10) 太陽光発電等の再生可能エネルギー設備又はエネルギー効率のよい設備の導入、エネルギーの見える化等生駒市の目指す低炭素街づくりに資するよう努めること。

5 経済振興課

(1) 大規模小売店舗内の小売業者、小売業者以外の事業者等関係者と一体となり、周辺地域の交通渋滞、交通安全、騒音等の生活環境を適切に保持するよう努めること。

また、事業活動に伴い周辺住民及び店舗に影響を及ぼす問題が発生した場合は、事業者の責任で解決に向け迅速かつ真摯に対応すること。

(2) 周辺住民（農耕者等）から営業行為に起因する苦情等があれば、速やかに事業者の負担により対処すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十八年十二月六日から平成二十九年一月六日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで